

19 授乳及びおむつ替えの場所

	整備基準	図面及び各項目の名称・番号等	設計内容	判定	留意事項
				基準	
授乳及びおむつ替えの場所の設置	授乳及びおむつ替えの場所を設置		(設置数) 箇所、箇所		設置対象となる施設は、下記の注意書きに掲げる施設で床面積が5,000㎡を超える施設です。
授乳及びおむつ替えの場所の構造	乳児に授乳を行うための椅子の設置		(設置の有無) ・有 ・無		
	乳児に授乳を行う際に荷物を置くための設備の設置		・荷物を置くための棚 ・テーブル ・その他 ()		
	ベビーベッドの設置		(設置の有無) ・有 ・無		
	壁、固定式のついたて等、外部から見通しできない構造にするための設備の設置		・標準的な設計の例による。 ・固定式のついたて ・その他 ()		
	授乳及びおむつ替えの場所を設けている旨を見やすい方法で表示		・標準的な設計の例による。 ・その他 ()		

(注意) 1 整備基準の説明

「授乳及びおむつ替えの場所」が設置対象となる施設の範囲は、次に掲げる13の公益的施設並びにその複合施設で、用途面積の合計が5,000㎡を超える施設となります。

- ①病院・診療所及び助産所、②官公庁の庁舎、③公益事業の営業所等、④文化施設、⑤集会施設、⑥飲食店、⑦百貨店・マーケットその他物品販売業を営む店舗、⑧体育館・ボウリング場・スケート場・水泳場・スポーツの練習場その他類似施設、⑨劇場・映画館・観覧場その他類似施設、⑩展示場その他類似施設、⑪ダンスホール・遊技場・麻雀屋・パチンコ店・カラオケボックスその他類似施設、⑫公衆浴場、⑬ホテル・旅館その他類似施設